

倫理規定

大阪府空手道連盟

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人全日本空手道連盟(以下『全空連』と言う)倫理規定にもとづき、大阪府空手道連盟(以下「本連盟」という。)関係者の倫理に関する基本となるべき事項を定めることにより、本連盟の目的、事業執行の公正さに対するの疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって本連盟に対する信頼を確保することを目的とする。

(本規程の適用範囲)・

第2条 前条に規定する「本連盟関係者」とは、以下の者をいう。

- (1)本連盟規約20条7項に規定する評議員、同6項定する理事・監事、19条に規定する顧問・相談役・参与(以上をあわせて、以下「役員等」という。)等
- (2)本連盟規約第3条に基づく加盟団体及びその所属会員等

(本連盟関係者の基本的責務)・

第3条 本連盟関係者は、関係法令、本連盟、規約、関係規程を遵守し、空手道の健全な普及・発展に努めるとともに、それぞれの職務を遂行しなければならない。

(本連盟関係者の遵守事項)・

第4条 本連盟関係者は次の行為をしてはならない。

- (1)身体的・精神的暴力(バイオレンス)行為等を行うこと。
 - (2)身体的及び精神的セクシュアル・ハラスメントを行うこと。
 - (3)ドーピング及び薬物乱用を行うこと。
 - (4)賭博行為、違法な金銭の授受などの社会的規範に照らし合わせ不適切と認められる行動または暴力団などの反社会的勢力と関わること。
2. 本連盟関係者は社会倫理に反する行為の予防を徹底しなければならない。
違反した本連盟関係者に対しては厳正に必要な措置をとるものとする。
3. 指導的立場にある者と選手との関係の在り方については、相手の立場を尊重し、自分の置かれている立場を自覚して責任ある行動に努めるものとする。

第5条 本連盟及び加盟団体は経理規程等に則り適正な経理処理を行い、決して他の目的の流用や不正行為を行ってはならない。不正行為が認められた場合は厳正に必要な措置をとるものとする。

第6条 本規程に掲げられた事項以外においても社会規範としての慣習、道徳、法律を強く意識・励行し、社会秩序の維持に努めるものとする。

(倫理委員会の設置)・

第7条 この規程の実効性を確保するため、本連盟に倫理委員会を設置する。

2. 倫理委員会の委員の選任及び解任は、理事会が決定する。

(違反行為の処分)・

第8条 本規程への違反行為に対する処分は、以下のとおりとする。

(1) 役員等

除名、賠償、解任、公認資格の剥奪、一定期間の資格停止、注意、その他必要に応じた処分を行う。

(2) 加盟団体及びその所属会員、又は本連盟会員は、承認の取消、賠償、一定期間の資格停止除名、資格剥奪、注意の処分を行う。

2. 処分の前提となる事項は、証拠及び証言に基づいて認定する。

3. 処分に際しては、公正を期するため、当事者の弁明の機会を設けるものとする。ただし、当事者の同意がある場合、又は当事者が弁明の機会を拒否若しくは無断欠席をした場合はこの限りではない。

4. 本規程違反の認定は、結論及びその理由を示した文書により行い、同書面には倫理委員長及び委員が署名する。

5. 理事会は、前項の認定に従い、必要な処分を行う。ただし、規約等に別途の定めがある場合を除く。

(処分の通告)・

第9条 処分が理事会により決定した際、速やかに被処分者及び被処分者の所属団体に文書により通告する。なお、必要に応じて当該者の氏名を公表することができる。

(不服申し立て)・

第10条 本連盟の決定した処分内容に対し、不服を申し立てることができる。

(その他)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て別に定める。

2. 本規程は、理事会の議決により変更することができる。

附則

1. この規程は、平成28年4月1日から施行する。

倫理委員会規程

大阪府空手道連盟

(目的)・

第1条 この規定は、大阪府空手道連盟(以下「本連盟」という。)規約、関係規定に則り、本連盟役員、加盟団体及びその所属会員、本連盟の会員(以下「本連盟関係者」という。)に対する処分に関する手続き及び内容について定める。理事会の議決に基づき、本連盟が大阪府アマチュア空手界を統括し、代表する団体として、その自覚と責任を持ち、本連盟関係者が一体となって、常に健全かつ公正な運営と発展に努めるとともに、空手道の振興を通して、その社会的使命を果たしていくために必要な事項を定める。

(所掌)・

第2条 委員会は次の事項を所掌する。

- (1) 本連盟及び本連盟役員の綱紀肅正の推進に関すること。
- (2) 本連盟倫理規程第2条に規定する本連盟関係者について、本連盟の規約、関係規程の遵守及び処分に関すること。
- (3) 本連盟倫理規定第4条について、周知徹底を図るとともに必要に応じ事実確認等を行い、その結果を理事会へ報告すること。

(委員)・

第3条 委員は、本連盟理事、及び役員のうちから理事会が選任し、会長が依嘱する。

2. 委員は、5名以内とする。
3. 委員は、本連盟理事より選出する。
4. 委員の任期は、依嘱日より開始し、本連盟理事の任期と同じく終了する。
ただし再任を妨げない。補欠又は増員により選任した委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
5. 委員は、任期終了後においても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(委員長及び副委員長)・

第4条 委員会には委員長1名、及び必要に応じ副委員長2名以内を置くこととし、委員のうちから互選により選任する。

2. 委員長は議長となり、会務を総括する。
3. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、委員長が予め指名した順序によって、その職務を代行する。
4. 委員長及び副委員長に事故あるとき又は欠けたときは、互選により、他の委員がその職務を代行する。

(会議)・

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集して、その議長となる。

2. 会議を招集するときは、委員に対し、予め議題、日時、場所その他必要な事項を通知しなければならない。
3. 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことはできない。
ただし、議題につき、書面をもってあらかじめ意見を表明した委員は、出席者とみなす。
4. 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。
5. 委員は、自己に特別の利害関係がある議案の審議及び議決に加わることはできない。
6. 委員長が必要と認めるときは、委員会に参考人の出席を求め、その意見を聴取することができる。また当該本連盟関係者から、文書又は口頭による説明、若しくは関係資料の提出を求めることができる。
7. 委員会は、原則として非公開とする。

(審議結果の報告)・

第6条 委員長は、委員会の審議結果を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

(議事録)・

第7条 委員会は、審議の経過及び結果を記録した議事録を作成する。議事録は、原則として非公開とする。

(秘密の保持)・

第8条 委員は、その職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後においても同様とする。

(細則)・

第9条 この規程に定めるもののほか実施に関し必要な事項は、委員会において定める。

(改廃)・

第10条 本規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附則・

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。